

## ● 豊明市軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業のご案内 ●

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語や精神の発達、学力の向上、社会性の構築等、当該難聴児の成長を支援するため、補聴器購入費等の助成を行います。



### 対象者は誰ですか？

- 次の要件をすべて満たす方になります。
  - ①市内に住所を有している18歳以下の方（18歳に達した日の属する年度の末日まで）
  - ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方  
※ただし、医師が装用の必要を認めた場合は30デシベル未満についても対象とします。
  - ③補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師に判断された方
  - ④労働者災害補償保険法やその他の法令の規定に基づき、補聴器購入等の助成を受けていない方



### 対象の補聴器の種類は決まっていますか？

- 決まっています。※裏面の『助成対象となる補聴器等の種類と基準額』をご確認ください。



### どのくらい助成してもらえますか？

- 基準額の範囲内で、9割を公費負担します。  
※基準額は裏面の『助成対象となる補聴器等の種類と基準額』をご確認ください  
(市民税非課税世帯、生活保護世帯に属する場合は基準額の範囲内で、全額を公費負担します。)



### 補聴器の修理や買い換えも助成の対象となりますか？

- はい。本制度で助成決定された補聴器の修理費や、耐用年数5年を超えた場合の再購入費も助成の対象となります。



### 申請するときには何が必要ですか？

- 補聴器購入前の申請が必要です。①②の用紙は、地域福祉課の窓口もしくは市ホームページにて取得できます。
  - ① 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
  - ② 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費助成意見書（医師による意見書）  
※原則として、身体障害者福祉法第15条第1項に基づき、都道府県知事が指定した医師により作成された意見書が必要です。また、医師の意見書料は申請者様の負担となります。
  - ③ 補聴器販売業者が作成した見積書  
※本市の補装具費の代理受領に係る事業者の登録を受けた業者のみ助成対象となります。  
詳しくは、地域福祉課までお問い合わせください。



## 助成対象となる補聴器等の種類と基準額



補聴器の種類	基準額に含まれるもの	基準額
軽度・中等度・高度難聴用 ポケット型	① 補聴器本体（電池を含む） ② イヤーモールド	53,500 円
軽度・中等度・高度難聴用 耳掛け型	（不要の場合は、基準額から 9,500 円 を除く）	55,900 円
耳あな型（レディメイド）		101,500 円
耳あな型（オーダーメイド）	① 補聴器本体（電池を含む）	144,900 円
骨導式ポケット型	① 補聴器本体（電池を含む） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド	74,100 円
骨導式眼鏡型	① 補聴器本体（電池を含む） ② 平面レンズ （不要の場合は、基準額から 3,800 円 を除く）	130,700 円

※業者が材料仕入時に負担した消費税相当分として、基準額の 100 分の 106 に相当する額を上限とします。

## 難聴の区分と聞こえの程度のめやす（参考）

デシベル	区分	聞こえの程度	対象
0	ふつうの 聞こえ	ささやき声まで完全に聞きとれる	
10			
20			
30	軽度難聴	小さな声がやっと聞きとれる	<b>軽度・中等度難聴児補聴器 購入等助成の対象</b>
40			
50	中度難聴	普通の会話がやっと聞きとれる	
60			
70	高度難聴	大きな声の会話がやっと聞きとれる	身体障害者手帳の対象
80			
90	重度難聴	かなり大きな音がどうにか感じる	
100			
110			
120			

※その他申請手続きや必要書類等、詳細は下記までお問合せください。

【豊明市役所 地域福祉課 障がい福祉係（本館 1 階④番窓口） TEL 0562-92-1119】